

山口市人権施策推進審議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市人権施策推進審議会会議運営要領第5条第2項の規定に基づき、山口市人権施策推進審議会会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等の会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はちまき、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第5条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

